### 宗門総合振興計画 vol.8 - 39

## 寺院の適切な管理運営について

会計·稅務 ⑥

寺院活動支援部〈一般寺院担当〉

決算にあたっての準備及び手順 決算の処理

1.

状態がどのようなものであるかを表す会計事務上の手続き とまとめにして、当初の計画がどのように行われたかを金 簿等を整理し、 に資料の整理を行います。 決算作業は、 決算とは、会計年度末にこれまでに作成してきた会計帳 また、 会計年度終了日 予算の執行としての収入・支出の実績をひ 1年間の収支の結果、 (3月31日)

年度末の

財産

算書」及び「財産目録」の作成に使用しますので、 ないよう注意が必要です。 決算作業で確定した数値については、 その後の ミスの 収

の翌日から徐

宗門総合振興計画の一環として、 適正な寺院運営に資

会計・税務について、掲載しております。 するため、『宗報』(令和2年4月号)より、

今号は、決算の処理について掲載いたします。

宗教法人の

## 【決算作業の手順

①現金出納帳·預金出納帳、 類と証憑書類と突合する。 と金額の最終確認を行 再度、 予算管理簿、 領収書 その他の補助 請求書等 の書 簿

② 科 目 再度確認する。 間違いや帳簿に記載されてい る内容のミスがな 13 か

③手許現金と帳簿残高との う。 致を確認するため実査を行

④預金等については、 息等も発生しているため注意する。 ための残高証明書を入手する。 期末残高が正しい 普通預金については、 か否かを確認する 利

⑤決算時の所有財産が財産管理簿と一致しているかどうか 確認を行う。

⑥取引発生が期中に行われ、 確認を行う。 発生するもので一般的に経過勘定項目 未収金、 未収入金) 経過勘定項目については、 と呼ばれる取引がない 支払い等が会計期間終了後に 決算整理仕訳を (未払金、 かどう 未払費

用

⑦その他必要に応じて、突合、 実査、 確認を行う。

行う。

# 収支計算書の作成

表であり、 収支計算書」とは、 予算と対比することにより、 会計年度のすべての収入、 予算の執行状況を 支出 0 明

明らかにする書類です。

細

宗教法人会計の指針では、 収支の予算額と決算額を対比して表示する 収支計算書 0 表示につ ては

収支計算書は、

備考

対比△減

1,337,650

964,525

12,762

100,000

収支計算書(例) 自 〇〇年4月 1日 △△年3月31日

決算額

7,837,650

8,464,525

12,762

500,000

100,000

予算額

6,500,000

7,500,000

400,000

100,000

0

(収入の部)

3. 雑収入

1. 宗教活動収入

資産管理収入

繰入金収入

貸付金回収収入

科目

6. 借入金収入	500,000	500,000	0	
7. 特別預金取崩収入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
8. 預り金収入	55,920	0	55,920	
当年度収入合計 (A)	17,470,857	17,000,000	470,857	
前年度末現金預金 (B)	3,941,530	4,000,000	△ 58,470	
収入合計 (C)=(A)+(B)	21,412,387	21,000,000	412,387	
(支出の部)				
科目	決算額	予算額	対比※超過	備考
1. 宗教活動支出	3,385,274	3,500,000	114,726	
2. 人件費	5,549,500	5,800,000	250,500	
3. 繰入金支出	430,000	600,000	170,000	
4. 資産取得支出	6,495,300	6,500,000	4,700	
5. 借入金償還支出	270,000	270,000	0	
6. 特別預金支出	100,000	100,000	0	
7. 預り金支出	25,150	30,000	4,850	
8. 予備費	0	200,000	200,000	
当年度支出合計 (D)	16,255,224	17,000,000	744,776	
当年度末現金預金 (E)	5,157,163	4,000,000	<b>※</b> 1,157,163	
支出合計 (F)=(D)+(E)	21,412,387	21,000,000	<b>※</b> 412,387	
	(注)大枠内は 完	派 教区(沖縄県宗	<u> </u>	* 幸院 • 南 屋 幸院

各種会計決算書の記載方法に基づいています。

# 2

ものである」とされています。

にわかりやすいものとなっています。予算と実績との違いが差額という形で数値化されるため非常支出を見積もって予算を編成しますが、決算での予算対比は宗教活動の具体的な計画を実現するため、1年間の収入と

# 3. 財産目録の作成

ので、 負債 正に作成するようにしましょう。 付けられている財産目録の作成のためにも、 ないことになります。そのため、 教法人で所有している財産の整理を一から行わなければなら 教法人は財産管理簿を転記すれば財産目録が作成できます。 有するすべての資産 財産目録の作成については、 財産目録」とは、 (借入金等) の内容とを、 宗教法人の財産状態を明らかにする書類です。 財産管理簿を作成していない宗教法人にあっては宗 (土地、 会計年度末時点における宗教法人の保 建物、 種類、 財産管理簿を作成している宗 毎年、 動産、 性質ごとに整理したも 所轄庁に提出が義務 現金等)とすべての 財産管理簿を適

ます。〈『宗報』(令和2年6月号)参照〉 条に特別財産、基本財産及び運用財産と規定されてい 〜宗門においては、寺院の財産について、寺院規程第32

合計となります。 財産目録に記載するこれらの財産の総額が宗教法人の資産

なります。そして、これらを合計したものが負債合計とが該当します。そして、これらを合計したものが負債合計とになります。負債とは、銀行や個人からの借入金、預り金等財産目録には上記財産以外にも負債について記載すること

おける正味財産となります。 資産合計から負債合計を差し引いた金額がその宗教法人に

基づき、掲載しております。 ら行政手続きまで』(株式会社出版文化社、2018)に 編著の『実務がわかる「宗教法人会計・税務」基礎を ない。 本内容は、宗派顧問税理士「税理士法人ゆびすい

